

公的年金制度に関する各種提言等(1)

- 公的年金制度の在り方については、以下に例示するとおり、労使の関係団体からの提言、報道機関の論評、国会での議論などを通じて、様々な見解が示されているところ。

<関係団体>

- ・ 日本経済団体連合会 (公的年金の一元化に関する基本的見解 2005年10月)
- ・ 経済同友会 (活力ある経済社会を支える社会保障制度改革 2005年4月)
- ・ 日本労働組合総連合会 (政策・制度 要求と提言 2008～2009 2007年5月)

<報道機関>

- ・ 日本経済新聞社 (年金制度改革研究会報告 2008年1月)
- ・ 朝日新聞社 (社説 2008年2月)
- ・ 読売新聞 (社説 2008年4月)

<政党・その他>

- 各政党におけるマニフェストのほか、以下のような提言がなされている。
- ・ 年金制度を抜本的に考える会 (提言とりまとめ (案) 2008年2月)
 - ・ 塩川正十郎社会保障国民会議委員 (年金制度改革への提言 2008年3月)
 - ・ 麻生太郎衆議院議員 (中央公論 2008年3月号)
 - ・ 丹羽雄哉衆議院議員 (正論 2008年5月号)

公的年金制度に関する各種提言等(2)

公的年金制度の在り方に関する各種提言については、以下のとおり、多様な内容となっている。また、将来像に止まるものや移行措置を具体的に言及するものなど、具体性も様々である。

- 基礎部分は、税方式とするもの。
この場合、例えば、以下のような観点から、具体案は異なる。
 - ①すべての高齢者に同額の給付を行うこととするか、所得の多寡や居住期間の長短に応じて給付を制限することとするか
 - ②現行制度からの移行について、納付期間に応じて給付を加算することとするか、未納期間に応じて給付を減額することとするか
 - ③給付水準を現行程度とするか、引き上げるか
 - ④財源について、専ら消費税とするか、一般財源や事業主負担など各種財源の組み合わせとするか

- 基礎部分は、国庫負担付きの社会保険方式を基本とするもの。
この場合、低年金者等への対応として、生活保護を受けやすくするような配慮を検討してはどうかとするものや最低保障年金を創設し、一定収入以下の高齢者世帯に一定額を保障するというものがある。また、一定年齢以下の子育て世帯の両親の基礎年金保険料を国が税財源で負担するというものもある。

- 所得比例部分は、積立方式とするもの。
この場合、例えば、①任意の積立を可能とするか、②民営化し私的年金とするかなどの観点により、具体案は異なる。

- 所得比例部分は、社会保険方式を基本とするもの。
この場合、例えば、①被用者のみを対象としてパート労働者への適用範囲を大幅に拡大するか、②自営業者等を対象とする仕組みを創設するか、③被用者と自営業者を一緒に対象とする仕組みとするかなどにより、具体案は異なる。